

申告会場・日程

■日程

2月	16日(火)	○ (夜間相談あり)
	17日(水)	○
	18日(木)	○
	19日(金)	○
	22日(月)	○
	23日(火)	○ (夜間相談あり)
	24日(水)	○
	25日(木)	○
	26日(金)	○
3月	28日(日)	○ 9:00～12:00
	29日(月)	○
	1日(火)	○ (夜間相談あり)
	2日(水)	○
	3日(木)	○
	4日(金)	○
	7日(月)	○
	8日(火)	○ (夜間相談あり)
	9日(水)	○
3月	10日(木)	○
	11日(金)	○
	14日(月)	○
	15日(火)	○

■会場…加東市役所201会議室（庁舎2階）

■受付時間

月曜日～金曜日 9時～16時30分

正午から13時までの間は、申告書整理事務のため受付を中断します。

◎夜間相談は2月16日(火)、23日(火)、3月1日(火)、8日(火)のみ実施します。(17時30分～19時)

※3月15日(火)は夜間相談を実施しません。

◎日曜日は、2月28日(日)の9時から12時まで相談を実施します。

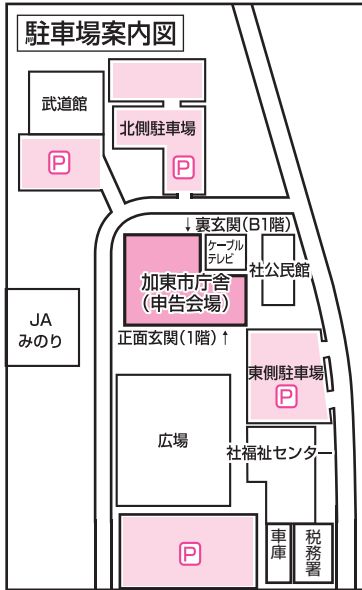
※庁舎の開庁時間は8時です。

市が行う申告相談内容

主に給与所得者および年金受給者に係る申告のほか、白色申告者(おおむね事業等所得300万円未満の方)および住民税申告の必要な方が対象となります。それ以外の方は、税務署で申告いただきますようお願いいたします。

※市で申告相談に応じられない内容

高額な事業所得、譲渡所得、青色申告、先物取引に係る雑所得等、雑損控除に係るもの、損失の繰越に係るもの等



介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護保険法の規定による要介護認定を受けている65歳以上の方で、市において障害者に準ずる認定（障害者控除対象認定書）を受けた場合は、所得税法上の障害者控除の対象になります。

詳しくは、高齢介護課までお問い合わせください。

障害者区分	要介護度	主治医意見書の記載内容
障害者	要介護1～3	認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはM
	要介護4～5	認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ
特別障害者	要介護4～5	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がBまたはC(6か月以上継続していると確認できる場合に限り)
		認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはM

問い合わせ 福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440

復興特別所得税とは

東日本大震災からの復興財源を確保するために創設された税で、所得税額の2.1%相当額となります。所得税と同時に税額の算出を行い、申告(同じ申告書に税額を記載)することとなります。



所得税・住民税の申告は2月16日(火)から3月15日(火)まで

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

確定申告が必要な方

- ① 自営業・農業などの事業から収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- ② 土地・建物などの貸し付けによる収入がある方
- ③ 土地・建物などの譲渡による収入がある方
- ④ 生命保険・損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ⑤ 公的年金等受給者で、次のどちらかに該当する方
 - 年金収入金額が400万円を超える方
 - 年金収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円を超える方

《給与所得者で、確定申告が必要な方》

- ① 給与収入金額が2,000万円を超える方または2か所以上から給与を受けている方
- ② 給与以外の所得金額が20万円を超える方
- ③ 平成27年中に退職し、年末調整を受けなかった方

住民税申告が必要な方

- 所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税等がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告が必要です。
- ① 非上場株式に係る配当所得がある方、シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方
 - ② 収入のない方でも、市の国民健康保険、後期高齢者医療に加入されている方(国民健康保険税等が軽減されることがあります)
 - ③ 公的年金等収入金額が、次の金額を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)
 - ④ 給与収入金額が93万円を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)

申告に必要なもの

- ① 申告者の印鑑(認印)
 - ② 給与所得者および年金受給者は、源泉徴収票(原本が必要です)
 - ③ 事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
 - ④ 諸控除の証明書(国民年金・生命保険・地震保険などの保険料の控除証明書等)
 - ⑤ 住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - 住民票(初年のみ)
 - 家屋の登記事項証明書(初年のみ)
 - ⑥ 取得価格の分かる契約書の写し(初年のみ)
 - 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(2年目以降)
 - 借入金等年末残高証明書など
- 還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳

自書申告にご協力を

医療費の計算や事業収支等は、事前に次の準備をしておいてください。

- ① 医療費控除の申告の場合は、領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの計算をしておいてください。
- ② 営業、農業等の事業所得の収支計算が必要な申告では、収入と支出の項目ごとに関係書類を整理し、収支の内訳までの計算をしておいてください。

医療費控除の計算方法

- ① 平成27年中に支払った医療費 - 保険等で補てんされる金額 = 負担した医療費 …… **A**
- ② 10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ない方の金額 …… **B**
- ③ **A - B = 医療費控除額(最高200万円)**
※医療費控除額は、所得から控除する額であり、お返しする金額ではありません。